

○社会福祉法人桑名市社会福祉協議会有料広告掲載に関する取扱要綱

平成31年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人桑名市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が自主財源の確保を図ることを目的として実施する有料広告掲載(以下「広告掲載」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告掲載」とは、次に掲げる社協が管理する資産等(以下「資産等」という。)を広告(事業者により、その事業活動のため常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものをいう。以下同じ。)の媒体に供し、これに伴う広告料を徴収することをいう。

- (1)社協が発行する刊行物及び印刷物
- (2)社協のホームページ
- (3)社協の構築物
- (4)その他社協会長が認めるもの

(広告掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1)法令等に違反するもの又は違反行為を助長するおそれがあるもの
- (2)公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3)人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (4)政治活動又は宗教活動等に係るものと認められるもの
- (5)社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (6)個人の氏名を広告するもの
- (7)他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (8)公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9)社会的に不適切なもの
- (10)当該広告の内容を、社協会長が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (11)町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (12)消費者被害の未然予防又は拡大防止の観点から適切でないもの
- (13)青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (14)その他社協会長が広告掲載として適当でないとするもの

(広告の募集方法等)

第4条 広告の募集は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1)公募により行う方法
- (2)社協と広告募集業務契約を締結した広告代理業を営む者が行う方法

2 前項第1号の公募の結果、応募者数が募集した数に満たなかった場合又は第6

条の審査の結果、募集した数に満たなくなつた場合は、前項第1号の規定にかかわらず、公募によらないで募集することができるものとする。

(広告掲載の申込)

第5条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、社協有料広告掲載申込書(様式第1号)に、掲載しようとする広告の原稿、図面等を添えて、社協会長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定方法)

第6条 前条の規定により申込のあつた広告については、第3条の基準に基づき速やかに掲載の可否を決定し、結果を申込者に通知するものとする。

2 前項の規定による決定において、審査で認められた広告の数が募集の数を越えたときは、さらに次の各号の順により広告掲載を決定する。ただし、同順位であるときは、抽選により決定するものとする。

(1) 地方公共団体、公益法人又はこれらに類する者の広告

(2) 桑名市内に事業所等を有する民間企業の広告

(3) 桑名市外に事業所等を有する民間企業その他社協会長が認めるものの広告

(広告料の納入)

第7条 前条の規定により広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、社協会長が指定する期日までに広告料を納入しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 広告主は、決定を受けた広告掲載の権利を他に譲渡し、又は転貸しをすることはできない。

(広告主の責任等)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、掲載しようとする広告が屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物に該当する場合は、三重県屋外広告物条例(昭和41年三重県条例第45号)に規定する許可を受けなければならない。

(掲載決定の取消し等)

第10条 社協会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 第7条の規定により社協会長が指定する期日までに広告料を納入しなかつたとき。

(2) 社協会長が指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) その他社協会長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

2 広告主は、前項の規定による広告掲載の決定の取消しに伴う損害については、

社協会長に対し、その損害の賠償を請求することはできない。

- 3 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、その1ヶ月前までに書面により申し出なければならない。

(広告料の返還)

第11条 広告料は、原則として返還しないものとする。ただし、社協の都合により広告の掲載ができなくなったときはこの限りではない。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、利子を付さない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会有料広告掲載申込書

年 月 日

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会長 宛

申込者 住所（所在地）

名称

代表者職氏名

印

電話番号

担当者職氏名

下記のとおり広告掲載を申し込みます。

資産等の種類	
掲載希望期間	
広告の内容	

備考

※他社、団体様との調整上、ご希望を変更していただく場合があります。